

平成18年4月から

# 「プラスチック

## 資源ごみ プラスチック類

### ★リサイクルする「プラスチック類」の出し方

おもに食料品や日用品などの商品を入れたり包んだりしていたプラスチック製の容器や包装を分別してリサイクルします。(識別マークの○を目安に分別してください。○表示のないものでも下記に類するものは「プラスチック類」として出せます。)  
中身が残っていたり、汚れが付着していないように、水ですすぐか紙等でふきとてから出してください。  
(目で見て汚れが分からぬ程度、家庭内での保管に支障がないよう美しい出がいい程度が目安です。)  
下記の分類に分ける必要はありませんので、すべてプラスチック類指定袋と一緒に入れて出してください。

#### カップ類

カップ類、アイス、ジュースなどの容器



#### 袋ラップ類

お菓子、パンの袋、マヨネーズ、ケチャップの袋、買い物袋など  
裏側がアルミのものも出してください。  
袋に付いている紙は、そのまま出してください。



#### その他

くぼみシート(薬、歯ブラシ、乾電池など)  
みかん、玉ねぎなどのネット、ビニールひも(長いものは3ほどいて1.5m以下に切る)



#### こん包材

発泡スチロール、エアクッション材  
(家電品、果物などのこんぶ材)



#### パック類

第、豆腐、お菓子、サンドイッチ、ハムなどのパック類



#### トレイ類

食料品等のトレイ(白色、色付き)  
弁当の容器



#### ボトル類

(ペットボトルは除外)  
シャンプー、洗剤の容器、天ぷら油の容器、ドレッシングの容器など  
※フタ、キャップは外して一緒に出してください。



#### フィルム類

他、おにぎり、カップ類、プリン、ヨーグルト、ゼリー、ビデオテープなどの包装フィルム



## 資源にならない プラスチックごみ

### 「もえるごみ」に出すもの

#### 汚れのあるもの (汚れが落ちにくいもの)

\*汚れを落とせば「プラスチック類」に  
出せます。

糊、練りぬき、わさび等のチューブ、納豆、マーガリン等の容器、ソース、スープなどの入っている小袋



#### ○表示のないプラスチック製品

おもちゃ、定期、ヘアブラシ、ハンガー、CD、ビデオテープ、バケツ、洗面器、まな板などのプラスチック製品



\*ペットボトル①は、プラスチック類に入れ  
ないで、従来どおり「ペットボトル」の区分と  
して出してください。

\*農業用ビニールは、  
従来どおりセンター  
に直接投入してください。

### ●お知らせ●

全種類の指定ごみ袋がリサイクル原料入りの袋に順次切り替わります。袋の色が多少黒っぽくなりますが、袋の強度には問題なくご使用になります。またリサイクル原料入りに切り替わった袋については、一部印刷の色が変わります。(右記のとおり)

なお、現行の指定ごみ袋は、従来の区分でそのまま使用できます。(印刷色の変更)

\*プラスチック類の指定ごみ袋の販売は、平成18年2月を予定しています。

\*プラスチック類の収集日(曜日)は新たに追加となりますので、平成18年度の収集日程表をよくご覧ください。

### ■指定ごみ袋の種類と使用一覧

ごみの種類	もえるごみ(赤)		もえない ごみ(黒)
	大	中	
	300円	220円	
もえるごみ	●	●	
もえないごみ			●
缶類			
資源ごみ			
無色びん			
茶色びん			
その他のびん			
ペットボトル			●
プラスチック類			
危険ごみ			●

※●は、指定ごみ袋を使用するところ

### お問い合わせ

田村広域行政組合

田村東部環境センター TEL 78-2723

田村市滝根町広瀬字矢大臣48-29 一田村市(滝根・大越)小野町一